

# 三重県立宇治山田商業高等学校 生徒心得

## 1 学校生活について

### (1) 登下校について

- ① 始業時（午前8時40分）には自席に着席する。
- ② 欠席や遅刻をする場合は、午前8時から8時25分に保護者が担任まで連絡する。
- ③ 遅刻時は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、担任と授業担当者に提出する。
- ④ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得る。

### (2) 授業及び休み時間について

- ① SHR、授業、集会、放送等の連絡を聞き、その指示に従って行動する。
- ② 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
- ③ 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- ④ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- ⑤ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- ⑥ 保健室で休養した場合は、その旨を担任と授業担当者に報告する。

### (3) 考査について

- ① 座席は指定された場所に着席する。
- ② 教科書、ノート、プリント等は鞆に入れて、机の中は空にする。
- ③ 特に指示のない場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとする。ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。
- ④ 携帯電話・スマートフォンや電子機器の所持を禁止する。不正行為やまぎらわしい行為はしない。
- ⑤ 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- ⑥ 考査発表日から考査前日までは17時45分完全下校とする。また考査初日から考査最終日前日までは15時15分までとする。

### (4) 校内生活について

- ① 校内では制服を着用する（部活動時は除く）。
- ② 携帯電話・スマートフォンは、学校敷地内では電源を切り、使用を禁止する。ただし緊急時等で使用が必要な場合は、教員に許可を得て使用する。
- ③ 持ち物の自己管理を徹底し、貴重品は常に身に付けるか、ロッカーを施錠して利用する。
- ④ 教室、ロッカー、部室等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- ⑤ 本校指定のスリッパ、体育館シューズを履き、上下兼用しない。
- ⑥ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

### (5) 懲戒について

以下の行為は、懲戒（処分としての懲戒、指導としての懲戒）対象となる。

- ① 犯罪行為  
万引き、自転車・オートバイ盗、占有離脱物横領、強盗、暴行・傷害、恐喝・金品強要、不正乗車等
- ② ぐ犯・不良行為  
喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、乱暴、器物損壊、いじめ、暴走行為、怠学、飲酒、喧嘩、暴言、深夜徘徊、迷惑行為等
- ③ その他  
考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等

## 2 校外生活について

### (1) 生活の基本について

- ① 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間等を伝える。
- ③ 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）は慎む。
- ④ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 住所変更等、家庭状況に変化があった際は、担任に申し出る。

### (2) アルバイトについて

- ① アルバイトは、長期休業中（夏休み30日以内・冬休み10日以内・春休み10日以内）に届出制で認める。
- ② 長期休業以外のアルバイトは、原則として認めないが、どうしても学期中に必要とする者については特別許可を検討する。

## 3 服装・身だしなみについて

### (1) 服装について

登下校時は、指定品の【詰襟・ズボン型】または【ボレロ・スカート型】と、指定外品を以下のとおり着用する。

- ① <指定品> 制服を正しく着用する。

#### 【詰襟・ズボン型】

- ・冬服のボタンはすべて留める。
- ・夏の Cutterシャツは第2ボタンまで留める。
- ・Cutterシャツはズボンの中に入れる。

#### 【ボレロ・スカート型】

- ・冬服時のブラウスは第1ボタンまで留める。
- ・冬服時のボレロはホックをしてリボンを根元でしっかり結ぶ。
- ・夏のブラウスは第2ボタンまで留める。
- ・ブラウスはスカートの中に入れる。

- ② <指定外品> 華美でない物とする。

- ・通学靴は紐付きのスポーツシューズかローファーとする。
- ・防寒具のコートは各部活指定の物か、生徒指導部で許可を得た物とする。
- ・通学靴は指定靴を使用する。
- ・靴下は華美でない無地とする。

### (2) 身だしなみについて

身だしなみ全般に関しては以下のとおりとするが、配慮が必要な生徒は生徒指導部まで相談する。

- ① 頭髪などについて

- ・端正・清潔なものとし、染色・パーマなど生まれつきの髪を加工しない。
- ・奇抜で極端な髪型、不自然な髪型、変形刈りは禁止する。整髪料などによる過度な加工を施さない。
- ・眉毛・まつげなどを加工しない。

- ② 化粧について

- ・化粧は禁止する。

- ③ 装飾品について

- ・装飾品は禁止する。

## 4 通学について

- (1) 交通法規やマナーを遵守する。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。
  - ① 「自転車通学願」を生徒指導部に提出する。
  - ② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
  - ③ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は行わない。
  - ④ 防犯登録を行う。
  - ⑤ 学校内での駐輪は、指定の場所に行く。

## 5 運転免許取得について

- (1) 普通自動車運転免許について
  - ① 進路先内定者の3年生に対し10月以降より自動車学校への入校を許可する。ただし合宿での免許取得は禁止する。
  - ② 希望者は保護者説明会に出席の上、必要書類を提出後、自動車学校への入学・通学を許可する。
- (2) 二輪車運転免許について
  - ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、通学に際し最寄りのバス停・鉄道の駅等までが遠いなどの特殊な事情がある場合は、原動機付自転車免許取得の特別許可を検討する。